



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年3月28日火曜日 第1746号

◇ 目 次 ◇ 告 示

字の区域の変更（東温市）.....	247
土地改良事業の計画の変更の認可.....	247
土地改良区営土地改良事業の換地処分.....	247
土地改良区役員の就退任の届出.....	247
町営土地改良事業の施行の同意.....	247
漁業免許の内容等の公示.....	247
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	249

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表（2件）.....	250
------------------------	-----

任 免 辞 令

公営企業任免辞令.....	251
---------------	-----

正 誤

平成16年12月28日付け第1622号愛媛県訓令第17号（松山市への北条市及び温泉郡中島町の編入並びに今治市、大洲市、伊予郡砥部町、喜多郡内子町及び北宇和郡鬼北町の設置に伴う関係訓令の整備に関する訓令）中.....	251
平成18年3月14日付け第1742号外1愛媛県規則第4号（愛媛県予算の編成及び執行に関する規則及び特別職の職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則）中.....	251

告 示

○愛媛県告示第458号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、東温市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成18年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する区域			摘要
	字	名	番	
樋口 字櫻ヶ谷	樋口	字向井	甲994の1、甲994の2、甲995の1、甲995の2、甲996の1から甲996の4まで、甲997の1、甲997の2、甲998の1、甲998の2、甲999の1、甲999の2、甲1000、甲1001、甲1431、甲1432の3から甲1432の5まで及び甲1433	これに伴う道路、水路等を含む。

○愛媛県告示第459号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、松山市南吉田町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成18年3月16日認可した。

平成18年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第460号

平成18年3月17日東温市樋口土地改良区営単独土地改良事業日吉谷地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公告する。

平成18年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第461号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、南予用土土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成18年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	中 元 清 吉	西宇和郡伊方町仁田之浜1250番地1
"	宮 本 征 士	西宇和郡伊方町大佐田131番地

○愛媛県告示第462号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・横通地区）の施行に平成18年3月16日同意した。

平成18年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第463号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成18年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

(1) ア 免許番号 宇区第248号

イ 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 八幡浜市保内町川之石地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点A 八幡浜市保内町住吉鼻

点ア Aから八幡浜市保内町西町防波堤突端見通し90メートルの点

イ Aから八幡浜市保内町西町防波堤突端見通し240メートルの点

ウ イから270度100メートルの点

エ アから270度100メートルの点

ウ 地元地区 八幡浜市保内町

エ 制限又は条件

(ア) 漁場に設置するいかだの台数については別に定める知事の指示に従わなければならない。

(イ) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(2) ア 免許番号 燧特区第136号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	こんぶ養殖業	9月1日から翌6月30日まで

(イ) 漁場の位置 今治市宮窪町鶴島北東部地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点A 今治市宮窪町鶴島唐崎

B Aから海岸沿い西へ200メートルの標識

点ア Aから330度100メートルの点

イ Bから330度100メートルの点

ウ イから0度115メートルの点

エ Aから330度200メートルの点

ウ 地元地区 今治市宮窪町

エ 制限又は条件

(ア) 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。

(イ) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(3) ア 免許番号 宇特区第388号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町御荘菊川地先

(ウ) 漁場の区域

Bア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線と、BC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域

基点A 南宇和郡愛南町御荘菊川3555番五ヶ浜大岩標識

B 南宇和郡愛南町御荘菊川3956番大岩標識

C 南宇和郡愛南町御荘と同町柏との最大高潮時海岸線における境界

点ア Bから230度180メートルの点

イ Aから270度200メートルの点

ウ Aから270度450メートルの点

エ Cから南宇和郡愛南町角島島頂見通し500メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町御荘地区

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(4) ア 免許番号 宇特区第389号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	とさかのり養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町御荘菊川地先

(ウ) 漁場の区域

Bア、アイ、イウ及びウDの4直線と、BC間及びCD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域

基点A 南宇和郡愛南町御荘菊川3956番地大岩標識

B 南宇和郡愛南町御荘菊川3954番地標識

C 南宇和郡愛南町御荘菊川3572番地標識

D 南宇和郡愛南町御荘菊川3555番地五ヶ浜大岩標識

点ア BからC見通し280メートルの点

イ Aから230度180メートルの点

ウ Dから270度200メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町御荘地区

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

2 免許予定日

平成18年8月1日

3 申請期間

平成18年3月28日から平成18年7月10日まで

4 存続期間

(1) 区画漁業権

平成18年8月1日から平成26年3月31日まで

(2) 特定区画漁業権

平成18年8月1日から平成21年3月31日まで

○愛媛県告示第464号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所及び町役場において縦覧に供する。

平成18年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

荷内E

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線、標柱8号と標柱9号を二級河川荷内川南側官民境界線で結んだ線、標柱9号と標柱10号を結んだ線及び標柱10号と標柱1号を西福辺川西側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町	字	地 番	標 柱
新居浜市	阿島	荷内新畑福辺	甲743番 1号
			甲743番 2号
		西福辺	乙100番5 3号
		西ノ谷口	乙101番7 4号
		荷内新畑西谷	甲732番 5号
			甲736番1 6号
			甲739番1 7号
			甲739番1 8号
		荷内新畑福辺	甲740番 9号
			甲740番 10号

白地

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線、標柱11号と標柱12号を一般県道東予玉川線北側官民境界線で結んだ線、標柱12号から標柱16号までを順次結んだ線及び標柱16号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	地 番	標 柱
今治市	朝倉上	甲286番3 1号
		甲300番 2号
		乙212番1 3号
		乙212番1 4号
		乙213番 5号
		乙213番 6号
		乙217番 7号
		乙220番 8号
		乙220番 9号
		甲353番地先 10号
		甲355番2 11号
		甲343番2 12号
		甲351番1 13号
		甲313番 14号
		甲312番2 15号
		甲308番 16号

上本組西

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線、標柱13号と標柱14号を一般国道33号西側官民境界線で結んだ線、標柱14号から標柱16号までを順次結んだ線及び標柱16号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	地 番	標 柱
久万高原町	上黒岩	2299番 1号
		2285番 2号
		2280番 3号
		2332番 4号
		2430番 5号
		2428番 6号
		2428番 7号
		2427番 8号
		2427番 9号
		2445番 10号
		2451番 11号
		2457番1 12号
		2467番 13号
		2437番 14号
		2326番 15号
		2313番 16号

関谷

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次結んだ線並びに標柱15号と標柱1号を市道関谷2号及び一般県道大洲保内線の南東側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町	字	地 番	標 柱
大洲市	西大洲	セキヤ	甲142番2 1号
		ヤスバ	甲428番3 2号
		セキヤ	甲202番1 3号
			甲202番1 4号
			甲204番3 5号
			甲213番3 6号
			甲208番2 7号
			甲140番 8号
			甲140番 9号
			甲140番 10号
			甲145番 11号
			甲137番 12号
			甲132番 13号
			甲157番 14号
			甲156番 15号

藤白

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線、標柱12号と標柱13号を一般県道榊生大洲線北側官民境界線で結んだ線、標柱13号と標柱14号を結んだ線及び標柱14号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
大洲市	長浜町櫛生	乙542番	1号
		乙561番 1	2号
		乙1165番	3号
		乙1750番	4号
		乙570番 2	5号
		乙570番 2	6号
		乙570番 2	7号
		乙1144番 2	8号
		乙1143番 1	9号
		乙573番	10号
		乙1141番 3	11号
		乙1672番	12号
		乙582番 1	13号
		乙613番	14号

黒島（B）（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和52年3月愛媛県告示第336号）黒島（B）の項で指定した標柱1号と標柱5号を結んだ線、標柱5号と次に掲げる地番の土地に存する標柱6号と標柱7号を結んだ線及び標柱7号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
新居浜市	黒島	小山	284番 2	6号
			344番	7号

湯ノ谷（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和52年3月愛媛県告示第336号）湯ノ谷の項で指定した標柱1号、標柱4号及び標柱3号を順次結んだ線、標柱3号と次に掲げる地番の土地に存する標柱5号から標柱15号までを順次結んだ線並びに標柱15号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱	
西条市	洲之内	湯ノ谷	乙135番 1	5号	
			乙138番 1	6号	
			乙138番 1	7号	
			乙143番	8号	
			乙143番	9号	
			乙145番 2	10号	
			山田	甲1220番	11号
				甲1217番 1	12号
				甲1246番 1	13号
		山崎	甲1209番 3	14号	
			甲1192番	15号	

岩水A（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和49年4月愛媛県告示第460号）岩水A地区の項で指定した標柱4号と標柱3号を結んだ線、標柱3号と次に掲げる地番の土地に在する標柱6号を結んだ線及び標柱6号と標柱4号を結んだ線に囲まれた区

域

市 町		地 番	標 柱
愛南町	岩水	106番 1	6号

監 査 公 表

○公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成18年 3月28日

愛媛県監査委員 吉 久 宏
 同 壺 内 紘 光
 同 玉 井 実 雄
 同 竹 田 祥 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 児 童 相 談 所	平成17年 2月 8日
中 央 児 童 相 談 所	平成17年 4月19日
南 予 児 童 相 談 所	平成17年 5月18日

（監査の結果）

- 1 児童福祉施設入所措置費負担金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。（東予児童相談所）
- 2 児童福祉施設入所措置費負担金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についても一層の努力が望まれる。（中央児童相談所）
 （南予児童相談所）

（措置の内容）

- 1 児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状、催告書の送付、電話催告を実施するとともに、徴収会議を平成17年4月から11月までに3回開催し、未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別を実施し、重点的な納入催告に努めた。

その結果、平成17年度に繰り越した未収金12,283,630円の内、平成17年11月末現在 747,220円を収納した。

今後とも、負担金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については、保護者との連絡を密にし、効果的な督促に努め、収入の確保に努めたい。（東予児童相談所）

- 2(1) 児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、平成15年度に制定した「児童福祉施設入所負担金徴収マニュアル」に基づき、所内に滞納整理班を設け、個人別滞納整理表の作成により未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別をし、重点的な納入催告に努めた。

その結果、平成17年度に繰り越した未収金55,887,140円の内、平成17年12月末現在 1,028,700円を収納した。

今後とも、負担金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については、保護者との連絡を密にするなど収入の確保に一

層努めたい。 (中央児童相談所)
 (2) 児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。
 また、滞納となったものについては、督促状、催告書の送付電話催告を実施するとともに、徴収会議を平成17年4月から11月までに3回開催し、未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別を実施、重点的な納入催告に努めた。
 その結果、平成17年度に繰り越した未収金 8,681,180円の内、平成17年11月末現在 1,200,930円を収納した。
 今後とも、負担金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については、保護者との連絡を密にし、効果的な督促に努め、収入の確保に努めたい。 (南予児童相談所)

○公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成18年3月28日

愛媛県監査委員 吉 久 宏
 同 壺 内 紘 光
 同 玉 井 実 雄
 同 竹 田 祥 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
建 築 住 宅 課	平成17年10月11日
(監査の結果) 住宅貸付損害金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。	
(措置の内容) 平成16年度末時点における住宅貸付損害金(41名18,558,103円、併せて滞納している住宅貸付料23,236,780円)の滞納者に対しては、住宅貸付料滞納分とともに催告通知、訪問指導等を行い、未収金の回収に努めている。 平成17年12月末までに、損害金は1名469,846円、住宅貸付料滞納金は2名124,500円の納入があり、今後とも地方局と連携しながら収入の確保に努めることとしている。	

任 免 辞 令

○公営企業任免辞令

3月1日

愛媛県技術吏員 花 山 希

死亡

正 誤

○正 誤

平成16年12月28日付け第1622号愛媛県訓令第17号(松山市への北条市及び温泉郡中島町の編入並びに今治市、大洲市、伊予郡砥部町、喜多郡内子町及び北宇和郡鬼北町の設置に伴う関係訓令の整備に関する訓令)中

ページ	箇 所	誤	正
1305	右欄上から20行目	「市民税」	「市町税」

○正 誤

平成18年3月14日付け第1742号外1愛媛県規則第4号(愛媛県予算の編成及び執行に関する規則及び特別職の職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則)中

ページ	箇 所	誤	正
1	規則番号	愛媛県規則第4号	愛媛県規則第5号

